

エコレールマーク使用規程

第1条（目的）

この規程は、エコレールマーク事業実施要項第3章2. に基づき、エコレールマーク商品またはエコレールマーク取組企業の認定を受けた方がエコレールマークを使用するに当たって必要な事項を定めるものです。

第2条（エコレールマークの使用方法）

エコレールマークの使用に当たっては、別添の「エコレールマーク使用の手引」を遵守してください。

第3条（エコレールマーク使用契約）

公益社団法人鉄道貨物協会は、エコレールマーク使用者との間でエコレールマーク使用契約を締結します。エコレールマーク使用者は、エコレールマーク商品認定通知またはエコレールマーク取組企業認定通知を受け取ってから1ヶ月以内に、この契約を締結するとともに、エコレールマーク使用料をお支払いください。

第4条（エコレールマークの使用期間）

エコレールマークの使用期間は、エコレールマークの使用契約の締結日から起算して2年間とします。この期間後も引き続きエコレールマークの使用を希望される場合は、使用期間満了の1ヶ月前までに契約更新手続きを行ってください。

なお、使用期間満了後も、引き続きエコレールマークの使用を希望する場合には、別に定める「エコレールマーク商品及びエコレールマーク取組企業認定申込要項」の内、申込に必要な書類を提出し、認定基準が満たされていれば、認定継続とし、契約の更新とします。

また、エコレールマーク使用期間中に認定基準を満たさなくなることが明らかとなった場合、エコレールマークの使用停止について、エコレールマーク使用者は速やかにエコレールマーク事務局に連絡いただくこととします。

この取扱いについては、直近の「エコレールマーク運営・審査委員会」へ報告いたします。

第5条（エコレールマーク使用料）

エコレールマーク使用料は、1企業当たり10万円（1年分）とし、エコレールマーク使用契約の締結後、2年分を一括して支払うことを原則とします。なお、エコレールマーク使用者側の事由によりエコレールマークの使用を中止した場合には、既納の使用料は返還できません。

第6条（不当な表示などの回避）

エコレールマーク商品の広告などに当たっては、不当景品類及び不当表示防止法その他の関係法令を遵守するとともに、消費者に環境保全上好ましくない誤解を与えるような表示または表現は避けてください。

第7条（エコレールマーク使用状況などの調査）

エコレールマーク事務局は、エコレールマーク事業の適正な実施を図るため、エコレールマーク使用者に対し、エコレールマークの使用状況、エコレールマーク商品の製造販売状況などについて報告を求め、または必要な調査を行うことがあります。

第8条（エコレールマーク認定の取消など）

エコレールマーク商品認定申込書またはエコレールマーク取組企業認定申込書の記載内容に虚偽があった場合、エコレールマークが不正に使用された場合などは、エコレールマーク商品またはエコレールマーク取組企業の認定の取消その他必要な是正措置をとります。

エコレールマーク商品またはエコレールマーク取組企業の認定が取り消されたときは、エコレールマークの使用期間中であっても、認定取消日をもってエコレールマーク使用契約は解除され、エコレールマークは使用できません。

附 記

1. 2005年 3月30日 制定施行
2. 2007年 9月13日 改正施行
3. 2010年 7月23日 改正施行
4. 2022年 3月 2日 改正施行